

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 10 | 母子保健法に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小野町は、母子保健法事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

小野町長

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 母子保健法に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>市町村は、母子保健に関する事務のうち、次に掲げる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、個人番号の取得、個人番号の利用及び特定個人情報の提供を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 保健指導の実施2 新生児の訪問指導の実施3 健康診査の実施4 妊娠の届出に関する事務5 母子保健手帳に関する事務6 妊産婦の訪問指導の実施7 未熟児の訪問指導の実施8 妊婦のための支援給付の実施 <p>※申請者が本給付金の受け取り口座として公金受取口座を指定した場合に、情報連携で口座情報を取得する。</p> <p>手続のオンライン化について、窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムでの受領やマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。</p> |
| ③システムの名称 | <ol style="list-style-type: none">1 健康管理システム2 団体内統合宛名システム3 中間サーバー4 サービス検索・電子申請機能5 申請管理システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 検診対象者ファイル 宛名情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表の70の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 42、48、71、80、95、112、125、161の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 95、96、160の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 子育て支援課 |
| ②所属長の役職名 | 子育て支援課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--|--|
| 請求先 | 小野町役場 デジタル推進室 郵便番号963-3492 住所: 福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地 電話: 0247-72-2111 ファックス: 0247-72-3121 E-mail: soumuka@town.ono.fukushima.jp |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 小野町役場 子育て支援課 郵便番号963-3492 住所: 福島県田村郡小野町大字小野新町字中通2番地 電話: 0247-72-2212 ファックス: 0247-72-2313 E-mail: kosodateshienka@town.ono.fukushima.jp |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和8年2月27日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和8年2月27日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | |
|-----------------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 8. 人手を介在させる作業 | |
| [] 人手を介在させる作業はない | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管し、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行っている。このような対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 |
| 9. 監査 | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | |
| 従業員に対する教育・啓発 | <p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | |
| [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <p>[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発</p> |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 判断の根拠 | 小野町側のシステムにおいては、健康管理システムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、離席時のログアウト徹底を呼び掛けている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 |

